

中小企業等経営強化法施行規則  
平成11年 7月15日通商産業省令第74号

改正：令和 2年 4月30日経済産業省令第45号（中小企業等経営強化法施行規則の一部を改正する省令）

改正前	改正後
-本則-	
施行日：令和 2年 4月30日	
<p>(経営力向上設備等の要件)</p> <p><b>第十六条</b> 法第十九条第三項の経営力向上に特に資するものとして経済産業省令で定める設備等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一 次の表の上欄に掲げる指定設備であって、次に掲げるいずれの要件（当該指定設備がソフトウェア（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下この号及び次号において同じ。）である場合及びロの比較の対象となる設備が販売されていない場合にあつては、イに掲げる要件に限る。）にも該当するもの</p> <p>イ 当該指定設備の区分ごとに同表の下欄に掲げる販売が開始された時期に係る要件に該当するものであること。</p> <p>ロ 当該指定設備が、その属する型式区分（同一の製造業者が製造した同一の種別に属する設備を型式その他の事項により区分した場合の各区分をいう。以下この号において同じ。）に係る販売開始日に次いで新しい販売開始日の型式区分（当該指定設備の製造業者が製造した当該指定設備と同一の種別に属する設備の型式区分に限る。）に属する設備と比較して、生産効率、エネルギー効率、精度その他の経営力の向上に資するものの指標が年平均一パーセント以上向上しているものであること。</p>	<p>(経営力向上設備等の要件)</p> <p><b>第十六条</b> 法第十九条第三項の経営力向上に特に資するものとして経済産業省令で定める設備等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一 次の表の上欄に掲げる指定設備であって、次に掲げるいずれの要件（当該指定設備がソフトウェア（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下この号及び次号において同じ。）である場合及びロの比較の対象となる設備が販売されていない場合にあつては、イに掲げる要件に限る。）にも該当するもの</p> <p>イ 当該指定設備の区分ごとに同表の下欄に掲げる販売が開始された時期に係る要件に該当するものであること。</p> <p>ロ 当該指定設備が、その属する型式区分（同一の製造業者が製造した同一の種別に属する設備を型式その他の事項により区分した場合の各区分をいう。以下この号において同じ。）に係る販売開始日に次いで新しい販売開始日の型式区分（当該指定設備の製造業者が製造した当該指定設備と同一の種別に属する設備の型式区分に限る。）に属する設備と比較して、生産効率、エネルギー効率、精度その他の経営力の向上に資するものの指標が年平均一パーセント以上向上しているものであること。</p>

〔注：ここに表示されていた表は出力されませんでした。この表はオンライン画面でご覧下さい〕

二 機械及び装置、工具、器具及び備品、建物、建物附属設備、構築物並びにソフトウェアのうち、事業者が策定した投資計画（次の算式により算定した当該投資計画における年平均の投資利益率が五パーセント以上となることを見込まれるものであることにつき経済産業大臣の確認を受けたものに限る。）に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備

各年度において増加する営業利益と減価償却費の合計額（設備の取得等をする年度の翌年度以降三箇年度におけるものに限る。）を平均した額÷設備の取得等をする年度におけるその取得等をする設備の取得価額の合計額

◆追加◆

2 前項の設備等のうち、経営力向上に著しく資する設備等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 次の表の上欄に掲げる指定設備であって、次に掲げるいずれの要件（当該指定設備がソフトウェア（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下この号及び次号において同じ。）である場合及びロの比較の対象となる設備が販売されていない場合にあっては、イに掲げる要件に限る。）にも該当するもの

イ 当該指定設備の区分ごとに同表の下欄に掲げる販売が開始された時期に係る要件に該当するものであること。

ロ 当該指定設備が、その属する型式区分（同一の製造業者が製造した同一の種別に属する設備を型式その他の事項により区分した場合の各区分をいう。以下この

〔注：ここに表示されていた表は出力されませんでした。この表はオンライン画面でご覧下さい〕

二 機械及び装置、工具、器具及び備品、建物、建物附属設備、構築物並びにソフトウェアのうち、事業者が策定した投資計画（次の算式により算定した当該投資計画における年平均の投資利益率が五パーセント以上となることを見込まれるものであることにつき経済産業大臣の確認を受けたものに限る。）に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備

各年度において増加する営業利益と減価償却費の合計額（設備の取得等をする年度の翌年度以降三箇年度におけるものに限る。）を平均した額÷設備の取得等をする年度におけるその取得等をする設備の取得価額の合計額

三 機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備並びにソフトウェアのうち、事業者が策定した投資計画（次のイからハまでのいずれかに該当することにつき経済産業大臣の確認を受けたものに限る。）に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備

イ 情報処理技術を用いた遠隔操作を通じて、事業を対面以外の方法により行うこと又は事業に従事する者が現に常時労務を提供している場所以外の場所において常時労務を提供することができるようにすること。

ロ 現に実施している事業に関するデータ（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）に記録された情報をいう。次項第三号ロにおいて同じ。）の集約及び分析を情報処理技術を用いて行うことにより、当

号において同じ。)に係る販売開始日に次いで新しい販売開始日の型式区分(当該指定設備の製造業者が製造した当該指定設備と同一の種別に属する設備の型式区分に限る。)に属する設備と比較して、生産効率、エネルギー効率、精度その他の経営力の向上に資するものの指標が年平均一パーセント以上向上しているものであること。

[注：ここに表示されていた表は出力されませんでした。この表はオンライン画面でご覧下さい]

二 機械及び装置(発電の用に供する設備にあっては、主として電気の販売を行うために取得又は製作をするものとして経済産業大臣が定めるものを除く。)、工具、器具及び備品(医療機器にあっては、医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。)、建物附属設備(医療保健業を行う事業者が取得又は建設をするものを除くものとし、発電の用に供する設備にあっては主として電気の販売を行うために取得又は建設をするものとして経済産業大臣が定めるものを除く。)並びにソフトウェアのうち、事業者が策定した投資計画(次の算式により算定した当該投資計画における年平均の投資利益率が五パーセント以上となることが見込まれるものであることにつき経済産業大臣の確認を受けたものに限る。)に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備

各年度において増加する営業利益と減価償却費の合計額(設備の取得等をする年度の翌年度以降三箇年度におけるものに限る。)を平均した額÷設備の取得等をする年度におけるその取得等をする設備の取得価額の合計額

◆追加◆

該事業の工程に関する最新の状況の把握及び経営資源(法第二条第十一項に規定する経営資源をいう。以下この号及び次項第三号において同じ。)等の最適化を行うことができるようにすること。

ハ 情報処理技術を用いて、現に実施している事業の工程に関する経営資源等の最適化のための指令を状況に応じて自動的に行うことができるようにすること。

2 前項の設備等のうち、経営力向上に著しく資する設備等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 次の表の上欄に掲げる指定設備であつて、次に掲げるいずれの要件(当該指定設備がソフトウェア(電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下この号及び次号において同じ。))である場合及びロの比較の対象となる設備が販売されていない場合にあっては、イに掲げる要件に限る。)にも該当するもの

イ 当該指定設備の区分ごとに同表の下欄に掲げる販売が開始された時期に係る要件に該当するものであること。

ロ 当該指定設備が、その属する型式区分(同一の製造業者が製造した同一の種別に属する設備を型式その他の事項により区分した場合の各区分をいう。以下この号において同じ。)に係る販売開始日に次いで新しい販売開始日の型式区分(当該指定設備の製造業者が製造した当該指定設備と同一の種別に属する設備の型式区分に限る。)に属する設備と比較して、生産効率、エネルギー効率、精度その他の経営力の向上に資するものの指標が年平均一パーセント以上向上しているものであること。

[注：ここに表示されていた表は出力されま

せんでした。この表はオンライン画面でご覧  
下さい]

二 機械及び装置（発電の用に供する設備に  
あつては、主として電気の販売を行うため  
に取得又は製作をするものとして経済産業  
大臣が定めるものを除く。）、工具、器具  
及び備品（医療機器にあつては、医療保健  
業を行う事業者が取得又は製作をするもの  
を除く。）、建物附属設備（医療保健業を  
行う事業者が取得又は建設をするものを除  
くものとし、発電の用に供する設備にあつ  
ては主として電気の販売を行うために取得  
又は建設をするものとして経済産業大臣が  
定めるものを除く。）並びにソフトウェア  
のうち、事業者が策定した投資計画（次の  
算式により算定した当該投資計画における  
年平均の投資利益率が五パーセント以上と  
なることが見込まれるものであることにつ  
き経済産業大臣の確認を受けたものに限る  
。）に記載された投資の目的を達成するた  
めに必要不可欠な設備

各年度において増加する営業利益と減価償却  
費の合計額（設備の取得等をする年度の翌  
年度以降三箇年度におけるものに限る。）  
を平均した額÷設備の取得等をする年度に  
おけるその取得等をする設備の取得価額の  
合計額

三 機械及び装置（発電の用に供する設備に  
あつては、主として電気の販売を行うため  
に取得又は製作をするものとして経済産業  
大臣が定めるものを除く。）、工具、器具  
及び備品（医療機器にあつては、医療保健  
業を行う事業者が取得又は製作をするもの  
を除く。）、建物附属設備（医療保健業を  
行う事業者が取得又は建設をするものを除  
くものとし、発電の用に供する設備にあつ  
ては主として電気の販売を行うために取得  
又は建設をするものとして経済産業大臣が

	<p>定めるものを除く。)並びにソフトウェアのうち、事業者が策定した投資計画(次のイからハまでのいずれかに該当することにつき経済産業大臣の確認を受けたものに限る。)に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備</p> <p>イ 情報処理技術を用いた遠隔操作を通じて、事業を対面以外の方法により行うこと又は事業に従事する者が現に常時労務を提供している場所以外の場所において常時労務を提供することができるようにすること。</p> <p>ロ 現に実施している事業に関するデータの集約及び分析を情報処理技術を用いて行うことにより、当該事業の工程に関する最新の状況の把握及び経営資源等の最適化を行うことができるようにすること。</p> <p>ハ 情報処理技術を用いて、現に実施している事業の工程に関する経営資源等の最適化のための指令を状況に応じて自動的に行うことができるようにすること。</p>
-改正法・附則・題名- ~令和 2年 4月30日 経済産業省 令 第45号~	
施行日：令和 2年 4月30日	
◆追加◆	附 則 (令和二・四・三〇経産令四五)
-改正法・附則- ~令和 2年 4月30日 経済産業省 令 第45号~	
施行日：令和 2年 4月30日	
◆追加◆	この省令は、公布の日から施行する。

\*\*\*\*\*